

## 注記項目の重要性の判断に関する定量的な指針の必要性の検討

### 1. 検討の経緯

1月12日（金）の第120回企業会計基準委員会において、委員から次のような発言があった。

公開草案に対するコメント分析の中での、『簡便法の適用の要件である「財務諸表利用者の判断を誤らせない限り」という要件について一定の量的水準感を示すべきである』、とするコメント（p.13）に関連して、注記事項の要件である「著しい変動」、「重要な」などと併せ、これらに対し一定の量的水準感を示すことを検討すべきである。

コメント分析の中では、簡便法の要件である「財務諸表利用者の判断を誤らせない限り」に対し、次のような対応が提案されている。

会社の業種や規模によって重要性の判断は異なるものであり、また、会計基準において定量的な判断基準を明示しないという国際的な動向を勘案し、公開草案の修正は不要と考えるがどうか。

以上を踏まえ、注記事項に関する国際的な会計基準の取扱いを検討することとする。

### 2. 国際的な会計基準等での取扱い

#### (1) 国際財務報告基準（IFRSs）：IAS34「中間財務報告」

注記すべき項目を「重要なもの」とする一方で、量的な指針は示していない。

- ・ 企業はそれが重要であり、しかも中間財務報告書の他の部分で開示されていないときは、最小限、次の情報を中間財務諸表の注記に含めなければならない。（第16項）
- ・ IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更と誤謬」は、ある項目の脱漏又は虚偽表示が、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合、その項目は重要性を有すると定義している。・・・両基準書は重要性についての量的な指針を示していない。（第24項）

#### (2) 米国の会計基準：APB28「中間財務報告」

注記事項を規定する第30項では、「・・・少なくとも、次の情報を報告しなければならない。」として、重要性については触れていない。

#### (3) 米国の開示規則：Regulation S-X Rule 10-01 Interim Financial Statements

脚注項目については、ミスリードしないように表示できる程度に十分に開示すること（下記参照）、とするのみ。企業結合、セグメント情報などのその他の記載項目については、重要なもの（material, significant）について開示を求めることなどとするが、量的な指針は示していない。

- ・ The interim financial information shall include disclosures ... in accompanying footnotes sufficient so as to make the interim information presented not misleading.((a) (5))

なお、中間貸借対照表、中間損益計算書の表示項目については、同規則(a)の(2)から(3)において、量的水準を明示している。

### 3. 検討結果

国際的な会計基準においても、注記事項については重要なものが開示対象となることを明示する一方で、その定量的な判断基準は明示していない。  
従って、簡便的な取扱いの要件に対するコメント対応と同様に、「著しい変動」、「重要な」といった、注記事項の要件についても、定量的な判断基準を明示していないという国際的な動向も勘案し、四半期会計基準及び同適用指針では重要性の判断基準に定量的な基準を設けないことかどうか。

以上